



# しずおか こども幸せ プラン

静岡県子ども計画

静岡県子ども・若者計画

静岡県こどもの貧困の解消に向けた対策計画

静岡県子ども・子育て支援事業支援計画

静岡県次世代育成支援対策行動計画

静岡県



# はじめに



こどもは未来の宝であり、すべてのこども・若者は社会をともにつくる権利主体です。

県では、このたび、こども大綱等を勘案し、こども・若者の健やかな成長と自立を積極的に支援する「ふじのくに若い翼プラン」と、未来を担うこどもと子育て家庭を社会全体で応援する「ふじさんっこ応援プラン」を統合し、こども施策の新たな指針となる「しずおかこども幸せプラン」を策定いたしました。

本プランの策定に当たっては、アンケート調査やワークショップに加え、オンラインプラットフォーム「こえのもりしずおか」を開設し、多くのこども・若者からお聴きした意見を積極的に反映し、本文にもその“こえ”を一部記載しております。また、名称もこどもたちの投票で決定いたしました。

このプランでは、「すべてのこども・若者の“こえ”をまんやかに、誰もが自分らしく幸せに生きることができる社会の実現」を基本理念として掲げ、こども・若者の多様な“こえ”を、自らも社会も変えていくきっかけとして大切にまいります。

また、基本方針として、県民一人ひとりの幸福実感を重視し、結婚から、妊娠・出産、そして幼少期から青年期まで切れ目ない施策を網羅するとともに、「こども第一主義」の姿勢で、こども目線を積極的に反映した施策を展開し、こども・若者、子育て支援にしっかりと取り組んでまいります。

次代を担うすべてのこどもが健やかに成長し、誰もが自分らしく幸せを感じることができ「幸福度日本一の静岡県」の実現を目指し、本プランの下、着実な取組を推進してまいりますので、県民の皆様をはじめ、市町や関係団体、医療、保健、福祉、教育等に携わる方々の引き続きの御理解と御協力をお願いいたします。

結びに、本プランの策定に御尽力・御協力をいただきました「静岡県こども・若者施策推進協議会」の委員の皆様をはじめ、パブリック・コメントや「こえのもりしずおか」等において貴重な御意見をくださいました県民の皆様に、心から感謝申し上げます。

令和7年3月

静岡県知事 鈴木康友

# 目次

## 第1章 計画策定に当たって

P.1

- 1 計画策定の趣旨 ..... 1
- 2 計画の位置付け ..... 1
- 3 計画の期間 ..... 2
- 4 計画の対象 ..... 3
- 5 計画策定過程におけるこども・若者からの意見聴取・反映 ..... 3

## 第2章 計画策定の背景

P.4

- 1 少子化をめぐる状況 ..... 4
- 2 こどもと家庭を取り巻く環境 ..... 6
- 3 こども・若者が直面する問題 ..... 8

## 第3章 基本理念・基本方針

P.10

- 1 基本理念 ..... 10
- 2 基本方針 ..... 10
- 3 基本理念実現のための数値目標 ..... 13
- 4 施策の体系 ..... 14

## 第4章 こども施策の展開

P.15

### 第1 ライフステージを通じた施策 ..... 15

- 1 こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等 ..... 15
- 2 新たな社会を創造する人材を育むための多様な遊び・学び・体験や活躍できる機会づくり .. 20
- 3 こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供 ..... 36
- 4 こどもの貧困の解消に向けた対策 ..... 47
- 5 障害児支援・医療的ケア児等への支援 ..... 56
- 6 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援 ..... 64
- 7 こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組 ..... 76

## 第2 ライフステージ別の施策.....86

### (1) こどもの誕生前から幼児期まで.....86

- 1 妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目のない保健・医療の確保..... 86
- 2 安全・安心な教育・保育による幼児期までのこどもの成長の保障と遊びの充実.... 97

### (2) 学童期・思春期..... 106

- 1 安心して過ごし学ぶことのできる質の高い学校教育の推進..... 106
- 2 居場所づくり..... 124
- 3 小児医療体制、心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実... 127
- 4 成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育..... 131
- 5 いじめ防止と不登校のこどもへの支援..... 138
- 6 こどもの主体性が発揮できる学校づくり..... 144
- 7 高校生世代への学びの継続やキャリア形成の支援..... 147

### (3) 青年期..... 149

- 1 高等教育の修学支援、高等教育の充実..... 149
- 2 就労支援、雇用と経済的基盤の安定のための取組..... 154
- 3 結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援..... 159
- 4 悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実..... 162

## 第3 子育て当事者への支援に関する施策..... 167

- 1 子育てや教育に関する経済的負担の軽減..... 167
- 2 地域における子育て支援、家庭教育支援..... 171
- 3 共働き・共育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画推進・拡大... 177
- 4 ひとり親家庭への支援..... 182

<b>第1</b>	<b>こども・若者の社会参画・意見反映</b> .....	<b>188</b>
	1 社会参画や意見表明の機会の充実 .....	188
	2 多様な声を施策に反映させる工夫 .....	195
<b>第2</b>	<b>こども施策の共通の基盤となる取組</b> .....	<b>199</b>
	1 支援体制の構築・強化 .....	199
	2 社会全体で、未来を担うこども・若者と子育て家庭を応援するための意識改革・情報発信.....	203
<b>第3</b>	<b>施策の推進体制等</b> .....	<b>208</b>
	1 社会全体での取組推進 .....	208
	2 県の推進体制 .....	209
<b>第4</b>	<b>数値目標(指標)の設定と進捗管理</b> .....	<b>210</b>
	1 数値目標(指標)の設定 .....	210
	2 計画の進捗管理 .....	210
<b>第5</b>	<b>市町との連携</b> .....	<b>218</b>
	1 市町計画との関係 .....	218
	2 施策推進等に係る連携 .....	218

1	幼児期の教育・保育の推進 .....	219
2	放課後児童対策の推進 .....	231

資料1	少子化をめぐる状況	233
資料2	こどもと家庭を取り巻く環境	240
資料3	こども・若者が直面する問題	247
資料4	こども・若者意見聴取の概要	260
資料5	「令和6年度少子化対策に関する県民意識調査」の概要	261
資料6	「令和6年度静岡県子どもの生活アンケート」の概要	262
資料7	「地域子ども・子育て支援事業」の概要	263
資料8	こども基本法(抄)	265
資料9	子ども・若者育成支援推進法(抄)	267
資料10	こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律(抄)	271
資料11	子ども・子育て支援法(抄)	273
資料12	次世代育成支援対策推進法(抄)	277
資料13	静岡県こども・若者施策推進協議会	280
資料14	しずおかこども幸せプランの策定過程	281
資料15	用語解説	282

# 「しずおかこども幸せプラン」計画概要 その1

## 策定のポイント

### ポイント①

ふじさんっこ応援プランと若い翼プランを一体として策定

### ポイント②

こども・若者の視点に立って、成長段階に応じた取組をわかりやすく示すため、ライフステージに応じた施策を切れ目なく展開(体系化)

## 第1章 計画策定にあたって

### 1 計画策定の趣旨

「こども基本法」「こども大綱」の趣旨に則り、すべてのこども・若者を個人として尊重し、最善の利益を考慮して、ライフステージを通じて切れ目なく支援するため、本県におけるこども施策に関する基本的な方針や重要事項を一元的に定める計画として策定。

### 2 計画の位置付け

- 静岡県こども計画
- 静岡県子ども・若者計画
- 静岡県こどもの貧困の解消に向けた対策計画
- 静岡県子ども・子育て支援事業支援計画
- 静岡県次世代育成支援対策行動計画

### 3 計画の期間

令和7年度から令和11年度までの5年間

### 4 計画の対象

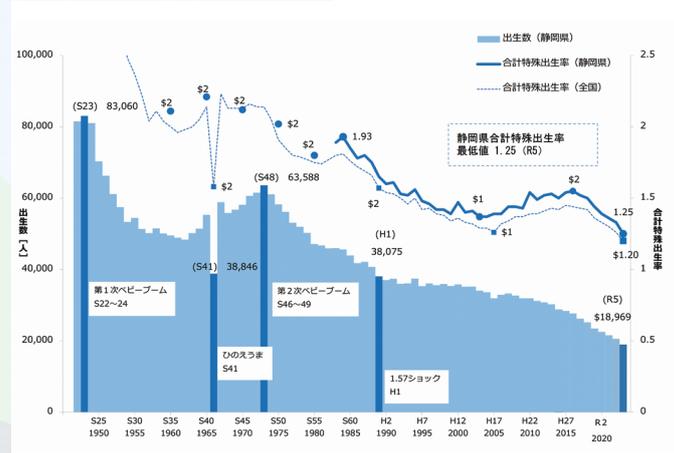
こども・若者、子育て当事者、こども・若者を取りまく社会の全ての構成員(家庭、地域、学校、職場等)

## 第2章 計画策定の背景

### 少子化をめぐる状況

- 本県の人口は減少しており、特に若い世代の転出超過が続いています
- 毎年の出生数が減少しています
- 未婚化・晩婚化・晩産化の進行が出生率の低下に影響を与えています
- こどもを希望しない独身者が大幅に増加しています

#### 【出生数及び合計特殊出生率の年次推移】



本県の出生数、合計特殊出生率は共に年々低下し、令和5年には過去最低を更新。全国的にも同様の状況が続いている。

## 第3章 計画策定にあたって

### 基本理念

すべてのこども・若者の“こえ”をまんやかに、誰もが自分らしく  
幸せに生きることができる社会の実現

こども・若者は、社会をともにつくる権利主体です。

こども・若者の“こえ”をまんやかに捉え、最善の利益を図ることで、すべての人の利益につながるような社会づくりを、県民みんなで進めます。

こども・若者の多様な“こえ”「声・(乗り)越え・(違いを)超え・(心豊かに)肥え」を、自らも社会も変えていくきっかけとして大切にし、誰もが自分らしく幸せに生きることができる静岡県を目指します。

### 基本方針

#### 方針1

こども・若者の権利を保障し最善の利益を実現

#### 方針2

こども・若者等の意見聴取と  
施策への反映を実現

#### 方針3

こども・若者及び子育て当事者への  
ライフステージに応じた切れ目ない支援を実現

## ポイント③

子ども・若者が社会をともにつくる権利主体であることを明示し、子ども・若者の意見聴取、施策への反映を位置づけ

## ポイント④

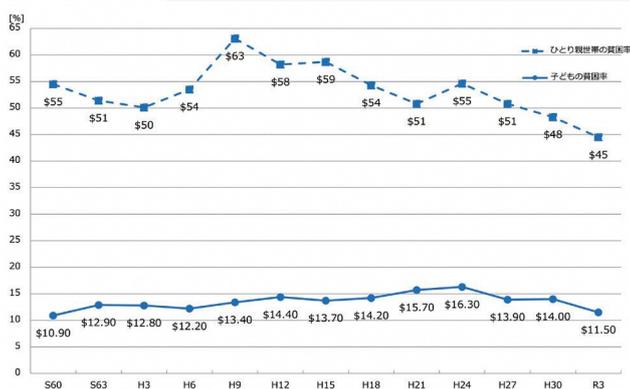
計画本文中に、子ども・若者からの“こえ”を掲載



### 子どもと家庭を取り巻く環境

- 出産後も就労を継続するための子育てと仕事の両立支援の更なる充実とともに男性の家事・育児の参画が求められています
- 保育所や放課後児童クラブの着実な受け皿確保による待機児童の解消が求められています
- 情報モラル教育と安全・安心なICT機器活用の推進が求められています

#### 【子どもの貧困の状況】

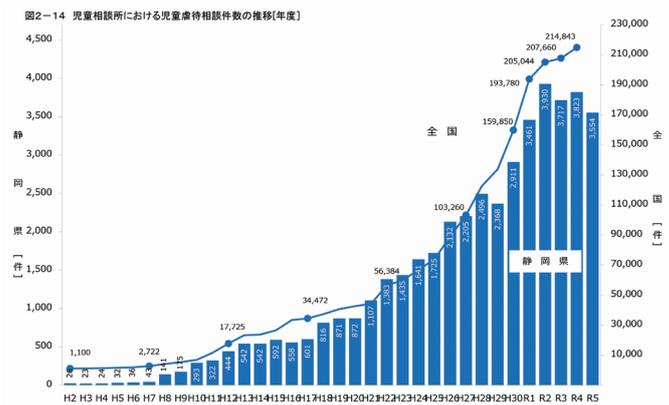


子どもの貧困率(全国)は、平成24年をピークに改善傾向にあるものの、依然として約9人に1人の子どもが貧困状態にある。また、ひとり親世帯も約半数が貧困状態にある。

### 子ども・若者が直面する問題

- 貧困や虐待、ヤングケアラーなどの困難な状況にある子どもへの支援の充実が求められています
- 悩みや困り感(不登校、いじめ、自殺など)を抱える子ども・若者の早期発見・早期支援が求められています
- 人権意識醸成の更なる推進が求められています
- 豊かな人間性を育む学びや体験活動等の充実が求められています

#### 【児童相談所における児童虐待相談件数の推移】



本県の児童相談所における児童虐待相談件数は、平成2年度にはわずか26件であったが、近年急激に増加し、令和5年度には3,554件に到達。

### 方針4

すべての子ども・若者が安心して成長・活躍できる社会を実現

### 方針5

結婚や出産・子育ての選択ができ希望がかなえられる社会を実現

### 基本理念実現に向けた数値目標

基本理念実現のために、子ども・若者や子育て当事者の主観的評価に基づく数値目標を設定する。

	指標	現状値	目標値(R11年度)
1	大人や社会が自分の意見を聞いてくれていると思う子ども・若者の割合	41.9%	70%
2	自分の将来に対する夢や希望を持っていると答えた子ども・若者の割合	72.3%	毎年度90%
3	子育てが社会から応援されていると思う県民の割合	35.4%	70%

# 「しずおかこども幸せプラン」計画概要 その2

## 第4章 こども施策の展開

ポイント④-①

### 第1 ライフステージを通じた施策

- 1 こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等 ポイント④ 新
- 2 新たな社会を創造する人材を育むための多様な遊び・学び・体験や活躍できる機会づくり ふ 若
- 3 こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供 ふ
- 4 こどもの貧困の解消に向けた対策 ふ 若
- 5 障害児支援・医療的ケア児等への支援 ふ 若
- 6 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援 ふ 若
- 7 こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組 ふ 若

#### 主な内容

- こどもの権利の普及啓発と人権教育の推進
- 遊びや自然体験・文化芸術活動の推進
- グローバル社会で活躍できる人材の育成
- 外国につながるこども・若者の教育支援等
- 性や妊娠に関する正しい知識の普及と健康管理の促進
- 慢性疾患・難病を抱えるこどもへの支援
- 貧困状況のこどもの教育や生活の安定に資する支援
- 障害児・医療的ケア児の在宅や学校での支援の充実
- 児童虐待防止対策と相談・支援体制の整備
- 自殺対策の推進や安全・安心な環境整備

### 第2 ライフステージ別の施策

(1) 誕生前から  
幼児期まで

- 1 妊娠前から妊娠期・出産、幼児期までの切れ目のない保健・医療の確保 ふ
- 2 安全・安心な教育・保育による幼児期までのこどもの成長の保障と遊びの充実 ふ

#### 主な内容

- 妊娠期からの伴走型相談支援
- 保育等の受け皿・人材の確保と幼児期の教育・保育の質の向上

(2) 学童期・思春期

- 1 安心して過ごすことのできる質の高い学校教育の推進 ふ 若
- 2 居場所づくり ふ 若
- 3 小児医療体制、心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実 ふ
- 4 成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育 ふ 若
- 5 いじめ防止と不登校のこどもへの支援 若
- 6 こどもの主体性が発揮できる学校づくり 若
- 7 高校生世代への学びの継続やキャリア形成の支援 若

#### 主な内容

- 主体的な学びを深める教育、特別支援教育の充実、教育DXの推進
- こどもの居場所づくりの推進
- 周産期医療・小児医療の充実
- ライフデザイン教育、なりたい職業に就くための支援
- いじめ対策の体制構築・連携強化
- 不登校のこどもへの支援体制の整備・強化
- こどもの人権に配慮した生徒指導
- 高校中退の予防、中退後の支援

(3) 青年期

- 1 高等教育の修学支援、高等教育の充実 若
- 2 就労支援、雇用と経済的基盤の安定のための取組 ふ 若
- 3 結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援 ふ
- 4 悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実 若

#### 主な内容

- 高校生・大学生等の修学支援、高等教育の充実
- 若者の職業能力形成・就職支援
- 移住・就業支援の推進
- 市町等と連携した結婚支援の推進
- ニート・ひきこもりへの支援、相談体制の充実

## 第3 子育て当事者への支援に関する施策

- |   |                                   |     |
|---|-----------------------------------|-----|
| 1 | 子育てや教育に関する経済的負担の軽減                | ふ 若 |
| 2 | 地域における子育て支援、家庭教育支援                | ふ 若 |
| 3 | 共働き・共育での推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画推進・拡大 | ふ   |
| 4 | ひとり親家庭への支援                        | ふ 若 |

### 主な内容

- 成長段階に応じた切れ目のない負担の軽減
- 地域の実情に応じた地域子育て支援の充実
- 共働き・共育での推進と女性活躍の推進
- ひとり親家庭への経済的支援、ワンストップ相談支援

## 第5章 こども施策を推進するために必要な事項

### 第1 こども・若者の社会参画・意見反映

ポイント③

- |   |                 |   |
|---|-----------------|---|
| 1 | 社会参画や意見表明の機会の充実 | 新 |
| 2 | 多様な声を施策に反映させる工夫 | 新 |

### 主な内容

- こども・若者が意見を表明しやすい環境整備
- 困難な状況にあるこども・若者が意見表明するための支援

### 第2 こども施策の共通の基盤となる取組

- |   |  |     |
|---|--|-----|
| 1 | 支援体制の構築・強化                               | ふ 若 |
| 2 | 社会全体で、未来を担うこども・若者と子育て家庭を応援するための意識改革・情報発信 | ふ 若 |

### 主な内容

- こども・若者支援に係る民間と行政の連携強化
- 様々な取組を通じたこども・若者や子育て当事者を県全体で支える気運の醸成

### 第3 施策の推進体制等

### 第4 数値目標(指標)の設定と進捗管理

### 第5 市町との連携

## 幼児期の教育・保育と放課後児童クラブの需給計画

ふ

- |   |              |
|---|--------------|
| 1 | 幼児期の教育・保育の推進 |
| 2 | 放課後児童対策の推進   |

### オンラインプラットフォーム「こえのもりしずおか」によるこども・若者の意見聴取結果



#### 重要だと思っている課題・変えたいと思うこと

Q) こども・若者のさまざまな課題を静岡県は解決したいと考えています。あなたが重要だと思う課題はどれですか？

- |    |      |    |                             |
|----|------|----|-----------------------------|
| 1位 | いじめ  | 4位 | 居場所のないこども(こどもの居場所)          |
| 2位 | 自殺   | 5位 | 不当な差別・偏見(いじめや自殺につながる問題意識など) |
| 3位 | 児童虐待 | 6位 | こどもの貧困                      |

1,415件の回答上位項目(※6項目で全体の過半数(56%))

#### 意見聴取の現状

Q) 大人や社会が自分の意見を聴いてくれていると思いますか？

- 思う: 138人・41.9%  
 思わない: 191人・58.1%  
 329人のこども・若者による回答

# 第1章 計画策定に当たって

## 1 計画策定の趣旨

静岡県では、平成23年3月に「ふじのくに若い翼プラン」を策定し(第1期3年、第2期以降4年に1度改訂)、こども・若者の健やかな成長と自立を積極的に支援していくための施策を展開してきました。また、平成27年3月に「ふじさんっこ応援プラン」を策定し(その後5年に1度改訂)、未来を担うこどもたちと、そのこどもたちを健やかに育てようとするすべての人を社会全体で支援していくための施策を進めてまいりました。

このたび、令和5年4月に施行された「こども基本法」に基づき、国が政府全体のこども施策の基本的な方針等を定めた「こども大綱」が同年12月に閣議決定されたことを受け、本県においても、新たにこども・若者及び子育て当事者に関する施策の新たな指針となる本計画を策定しました。

本計画は、「こども基本法」「こども大綱」の趣旨に則り、すべてのこども・若者を個人として尊重し、最善の利益を図る考え方を大切に策定しました。また、「ふじのくに若い翼プラン」と「ふじさんっこ応援プラン」が大切にしてきた考え方を継承し、両プランのもと推進してきた施策を一元的に推進していくことで、こども・若者をライフステージを通じて切れ目なく支援していきます。

## 2 計画の位置付け

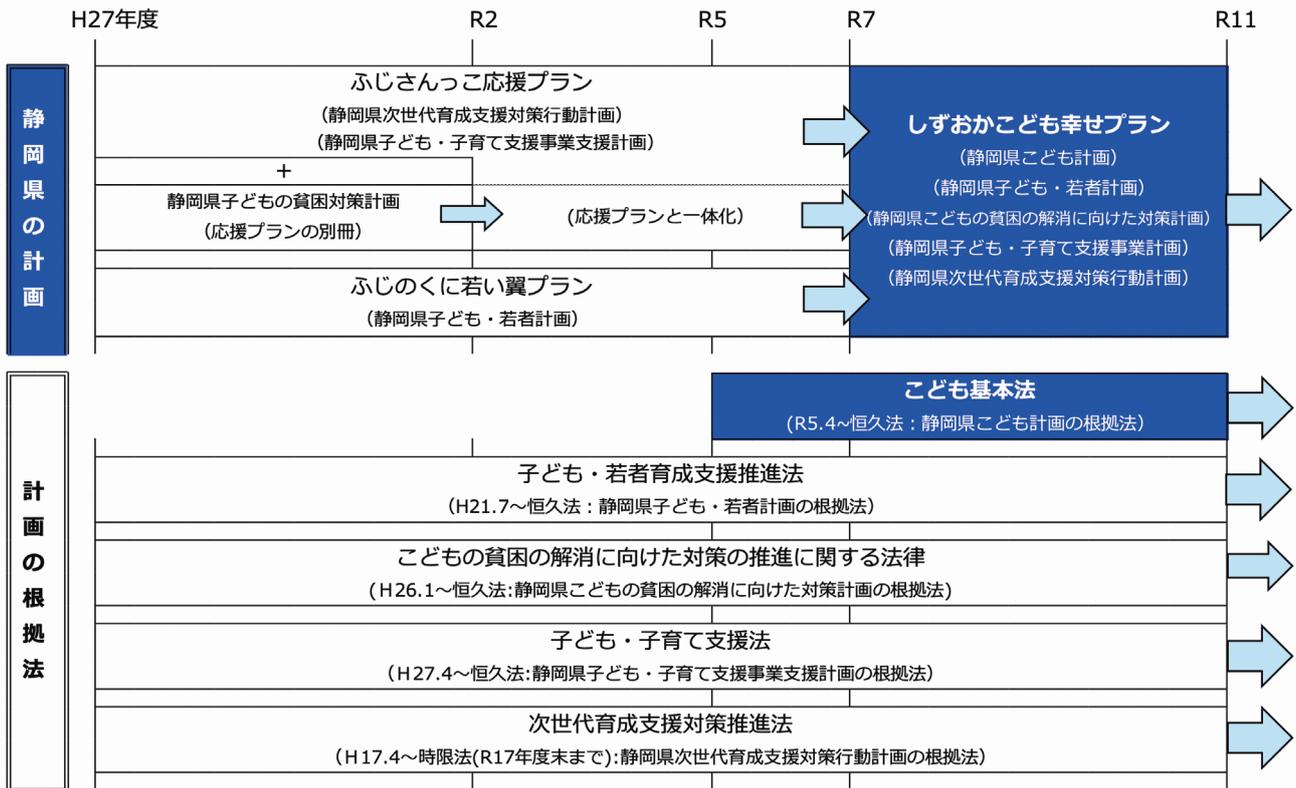
この計画は、次に掲げる計画としての位置付けを有します。

- ・こども基本法(令和4年法律第77号)第10条に基づく静岡県こども計画
- ・子ども・若者育成支援推進法(平成21年法律第71号)第9条に基づく静岡県子ども・若者計画
- ・こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律(平成25年法律第64号)第10条第1項に基づく静岡県こどもの貧困の解消に向けた対策計画
- ・子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第62条第1項に基づく静岡県子ども・子育て支援事業支援計画
- ・次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第9条第1項に基づく静岡県次世代育成支援対策行動計画
- ・静岡県の新ビジョン富国有徳の美しい“ふじのくに”の人づくり・富づくりの分野別計画

### 3 計画の期間

令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

#### 【計画と根拠法等】

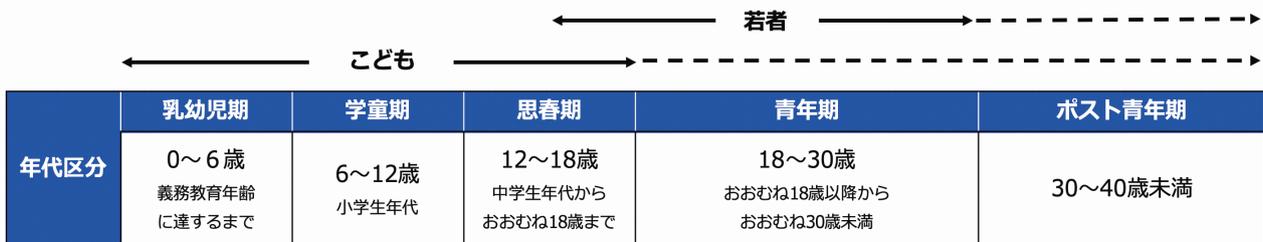


## 4 計画の対象

こども・若者、子育て当事者、こども・若者を取り巻く社会のすべての構成員(家庭、地域、学校、職場等)を対象とします。

なお、本計画における「こども」の定義は、「こども基本法」と同様に、特定の年齢で必要なサポートが途切れることのないよう、心と身体の発達過程にある者を広く「こども」としています。また「若者」の定義は、思春期のうち高校生年代と青年期(おおむね18歳以降からおおむね30歳未満)及び施策によってはポスト青年期(青年期を過ぎ、40歳未満)の者としています。

さらに、本計画では、施策や事業等によっては、個別の法令等による定義として、「子ども」「子供」「幼児」「児童」「生徒」「青少年」等の表現も併用しています。



## 5 計画策定過程におけるこども・若者からの意見聴取・反映

本計画の策定に当たっては、こども基本法第11条の規定に鑑み、計画に記載する課題やニーズ、施策等を当事者目線で検討するために、こども・若者、子育て当事者への意見聴取を行っています。

計画第4章及び第5章に記載の「こども・若者の“こえ”」は、以下のような複数の手法によりこども・若者、子育て当事者から聴取した御意見です。また計画本文の各施策の方向性や具体的な取組についても、聴取した御意見を反映して記載しています。

- ・オンラインプラットフォーム「こえのもりしずおか」(P.260 参照)
- ・こども・若者意見反映ワークショップ(P.260 参照)
- ・令和6年度少子化対策に関する県民意識調査(P.261 参照)
- ・令和6年度子どもの生活アンケート(P.262 参照) など

## 第2章 計画策定の背景

### 1 少子化をめぐる状況

#### ① 静岡県の人口

##### 本県の人口は減少しています。特に若い世代の転出超過が続いています

本県の人口は平成19年(2012年)の約379万人をピークに減少に転じ、その後減少し続けており、令和5年(2023年)には約355万人となっています。令和32年(2050年)には約283万人、平成19年と比べると約2割も減ることになると推計されています。

また、人口減少の要因の一つである社会移動については、平成6年には1,819人の転入超過であったのに対し、令和5年には6,760人の転出超過となっています。平成25年以降、転出超過が拡大しており、特に若い世代の女性の転出超過が顕著となっています。(P.233～234参照)

#### ② 少子化の進行

##### 毎年の出生数が減少しています

本県の出生数は、第1次ベビーブームの昭和23年頃には約8万人、第2次ベビーブームの昭和48年頃には約6万人でしたが、年々減少を続け、令和5年には18,969人となり、過去最低を更新しています。

また、合計特殊出生率(1人の女性が生涯に産むこどもの数)は、平成15年、16年に過去最低の1.37まで落ち込み、それ以降は緩やかな上昇傾向を示し、平成28年には1.55まで持ち直しましたが、再び減少に転じ、令和5年には過去最低の1.25となっています。このまま少子化が進むと、生産年齢人口の減少が更に進むこととなります。(P.235参照)

#### ③ 婚姻と出産

##### 未婚化・晩婚化・晩産化の進行が出生率の低下に影響を与えています

本県の平均初婚年齢は、全国よりは年齢が低いものの男女ともに上昇し、妻の第一子平均出生時年齢も併せて上昇しており、出生率低下への影響が懸念されています。

また、本県の未婚率は25～39歳の全ての年代で上昇しており、30～34歳では、男性の約2人に1人、女性の約3人に1人が独身です。50歳時未婚率も近年急激に上昇しています。(P.236～238参照)

### ④ 希望子ども数の減少

#### 子どもを希望しない独身者が大幅に増加しています

独身者が希望する子どもの数の平均(平均希望子ども数)は、男性では1.51人、女性では1.40人でした。希望子ども数の人数の内訳をみると、男女ともに「2人」が最も多く、男性では50.5%、女性では48.0%となっています。次いで男女ともに「0人」が多く、男性では20.9%、女性では29.0%でした。

令和元年との比較では、男女ともに希望子ども数の平均が0.5人以上減少しています。最も希望の多い「2人」も比率としては20ポイント以上低下しています。一方、「0人」と回答し、子どもを望まない独身者が大幅に増加しています。(P.239 参照)



## 2 こどもと家庭を取り巻く環境

### ① 女性の就労状況

#### 出産後も就労を継続するための子育てと仕事の両立支援の更なる充実が求められています

本県の女性の労働力率(15歳以上人口に占める労働力人口(就業者+完全失業者)の割合)は、結婚・出産などの理由により30歳代前半に一旦低下しており、その期間に離職する女性がいることを示していますが、30代後半以降の世代では全国平均を上回る労働力率を示しており、共働き世帯の増加や、出産後も就業を継続する女性の増加が読み取れます。

また、若年女性の理想とするライフコースは、「両立コース(結婚し、こどもを持つが、仕事も続ける)」が最多となり、その希望は調査のたびに増加しています。出産後も就労を継続するための子育てと仕事の両立支援策を充実させることが必要です。(P.240～242参照)

### ② 男性の家事・育児の参画

#### 男女がともに、仕事と生活の両立を実現できる環境づくりが求められています

男女の家庭での家事・育児時間は、男女間で依然として大きな差があり、特に本県の女性の家事時間は男性の約9倍と大きく乖離しています。

また、令和5年の育児休業取得率は女性の88.0%に対して、男性は27.8%となり、男性の取得率は平成30年に比べると約3倍にまで上昇していますが、依然として低い水準です。男女がともに子育てと仕事を両立するためには、父親の家事・育児の参画、育児休業の更なる取得促進などによる共働き・共育ての推進が必要です。(P.243～244参照)

### ③ 保育所等の待機児童

#### 保育所や放課後児童クラブの着実な受け皿確保による待機児童の解消が求められています

共働き世帯の増加や多様な保育ニーズ需要により、保育所等利用数や就学後の放課後児童クラブ利用者数は増加傾向にあります。

本県における認可保育所等利用待機児童数は、平成27年度をピークに減少傾向となっていますが未だ解消していません。

また、放課後児童クラブの状況についても、全ての学年において利用申込の増加が継続しており、学校の空き教室の利用等により受入枠の拡充を図っていますが、待機児童が発生しています。(P.245参照)

### ④ デジタル社会

#### 情報モラル教育と安全・安心なICT 機器活用の推進が求められています

情報モラルに関する教育活動を実施した小・中・高・特別支援学校の割合は99.6%に達していますが、SNS利用を起因とした性被害や不適切な書き込み等、依然として子ども・若者が加害者又は被害者となる状況が続いています。

本県の小・中・高校生が利用している「ネット依存度判定システム」では、令和4年度に利用した児童生徒の40.3%がネット依存の傾向と判定され、ゲームの長時間利用や動画視聴等の長時間使用が日常生活に影響することが懸念されています。(P.246参照)



### 3 こども・若者が直面する問題

#### ① 支援を必要とするこども

**貧困や虐待、ヤングケアラーなどの困難な状況にあるこどもへの支援の充実が求められています**

国が公表している全国のこどもの貧困率は令和3年は11.5%であり、平成6年以降最も低くなりましたが、依然として約9人に1人が貧困状態にあります。ひとり親世帯も約半数が貧困状態です。将来的な貧困の連鎖を生じさせないためのきめ細かな支援が必要です。

また、県内7か所の児童相談所(政令市児童相談所を含む)が対応した児童虐待相談件数は、平成2年度には26件でしたが、近年急激に増加し、令和5年度には3,554件になりました。

県内には「家族のケアをしている」こども(小学校5年～高校生)のヤングケアラーは10,782人おり、そのうち約4分の1のこどもが学校生活に何らかの影響があると回答しています。(P.247～252参照)

#### ② 不登校・いじめ・自殺等

**悩みや困り感を抱えるこども・若者の早期発見・早期支援が求められています**

本県の小・中・高等学校における不登校者数は、令和3年度以降いずれの校種においても増加しています。小・中・高・特別支援学校におけるいじめの認知件数も、年々増加傾向にあります。一方でいじめ解消率に大きな変化はないことから、いじめに悩む児童生徒数は増加していると考えられます。

ニート(若年無業者)のこども・若者は令和5年度に全国で76万人おり、15～39歳人口に占める割合は2.4%となっています。

また、本県のこども・若者(10～30歳代)の自殺者数は、全年代の自殺者数の25%強を占める状況が続いており、特に年代別死因では、平成18年以降、20～30歳代で自殺が死因の第一位である状況が続いています。

悩みや困り事を抱えるこども・若者を早期に適切な相談窓口につなげ、個に応じて支援を行う必要があります。(P.253～257参照)

### ③ 多様性についての理解

#### 人権意識醸成の更なる推進が求められています

こども・若者の意見聴取のためのオンラインプラットフォーム「こえのもりしずおか」では、「重要だと思うこども・若者の課題」の第5位として「不当な差別・偏見」が選ばれたほか、「暮らしやすい静岡県になるために変えたいと思うこと」として、14%のこども・若者が「多様性・平等(差別のない社会や多様性の尊重に関する要望)」を選択しており、こども・若者にとって身近な課題として改善が必要であることが示されています。(P.258 参照)

### ④ 予測困難な時代

#### 豊かな人間性を育む学びや体験活動等の充実が求められています

少子高齢化やグローバル化、情報化、技術革新、未知なる感染症拡大等といった急激な変化を伴う予測困難な時代を生き抜くために、自ら課題を見だし解決の道筋を探る探究的な学びや多様な体験活動等を通じた主体性や創造力等の養成が必要とされています。

本県の「ボランティア活動」または「社会貢献活動」をした児童生徒の割合は、令和5年度は31.6%と増加傾向にあります。しかし、地域活動に貢献する青少年指導者の令和5年度認定者数は1,344人で、新型コロナウイルス感染症拡大前の半数程度にとどまっています。(P.259 参照)

## 1 基本理念

### すべてのこども・若者の“こえ”をまんやかに、 誰もが自分らしく 幸せに生きることができる社会の実現

こども・若者は、社会をともにつくる権利主体です。

こども・若者の“こえ”をまんやかに捉え、最善の利益を図ることで、すべての人の利益につながるような社会づくりを、県民みんなで進めます。

こども・若者の多様な“こえ”「声・(乗り)越え・(違いを)超え・(心豊かに)肥え」を、自らも社会も変えていくきっかけとして大切にし、誰もが自分らしく幸せに生きることができる静岡県を目指します。

## 2 基本方針

### ▼基本方針1 こども・若者の権利を保障し最善の利益を実現

こども・若者は、心身の発達の過程にあっても、生まれながらに権利の主体です。こども・若者の多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、一人ひとりの幸せを第一に考えた最善の利益の実現を図ります。

このため、主な取組として、こども権利条約等の普及啓発や人権教育の推進など、こども若者が権利の主体であることの社会全体での共有等を推進します。

### ▼基本方針2 こども・若者等の意見聴取と施策への反映を実現

こども・若者が自らの意見を形成し、その意見を表明することは、自己実現を後押しするとともに、社会参画への主体性を育むことにつながります。こども施策の推進にあたっては、「こども第一主義」の視点に立ち、こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、施策への反映の実現を図ります。

このため、主な取組として、オンラインプラットフォーム「こえのもりしずおか」等の活用など、声を上げにくい状況にあるこども・若者も安心して意見を表明することができるよう配慮しながら、こども・若者等の意見を幅広く聴取し、「こども目線」を加えた施策を推進します。

### ▼基本方針3 こども・若者及び子育て当事者へのライフステージに応じた切れ目ない支援を実現

乳幼児期から学童期、青年期を経て成人期までの各ライフステージに応じて、様々な分野の関係機関・団体が連携し、保育、教育、保健、医療、福祉等の切れ目のない支援の実現を図り、次代の静岡県を担うこども・若者の成長を支えます。

このため、主な取組として、「出産期から幼児期」は、妊産婦に対する切れ目のない保健・医療の提供や、多様なニーズに対応できる保育環境など、安心してこどもを産み育てることができる支援体制の充実を図ります。

「学童期」は、新たな社会を創造する力等を身につける教育・体験活動など、安心して過ごし学ぶことができる質の高い学校教育の推進とともに、放課後等を安全に安心して過ごせるこどもの居場所づくりを推進します。

「青年期」は、経済的負担を理由に進学を諦めることがないよう、授業料等の負担軽減など高等教育の修学支援を推進するとともに、企業とのマッチング等により円滑な就職支援を推進します。

また、こども・若者や子育て家庭を、県民・企業・地域等の社会全体で応援する取組を推進します。

### ▼基本方針4 すべてのこども・若者が安心して成長・活躍できる社会を実現

貧困、虐待、ヤングケアラー、自殺、いじめ、不登校などの問題は深刻化・複合化し、社会的な支援を必要とするこども・若者が増加しています。社会的な支援を必要とするこども・若者に対し、関係機関が連携して重層的できめ細かな支援を行い、全てのこども・若者が、生まれ育った環境を問わず、安心して成長し、活躍できる社会の実現を図ります。

このため、主な取組として、貧困の状況にあるこども・若者や家庭に対して支援する「こどもの貧困の解消に向けた対策」、こども・若者のSOSを早期に把握し、迅速に対応する「児童虐待防止対策」、福祉・介護・医療・教育等の関係者が連携し世帯全体を支援する「ヤングケアラー支援」、自殺リスクの早期発見やSNS相談窓口等を活用した「自殺対策」、関係機関と連携した「いじめ防止対策」、スクールカウンセラー等を活用した「不登校のこどもへの支援」などを推進します。

▼基本方針5 結婚や出産・子育ての選択ができ希望がかなえられる社会を実現

結婚や妊娠・出産・子育て等は個人の自由な意思決定に基づくものであり、家族の在り方や家族を取りまく環境も多様化しています。多様な価値観、考え方を尊重することを大前提としつつ、自らの主体的な選択により、結婚や子どもを産み育てたいと望んだ場合に、それぞれの希望がかなえられる社会の実現を図ります。

このため、主な取組として、結婚を希望する方に出会いの場を提供する「ふじのくに出会いサポートセンター」による結婚支援や子育てや教育に要する経済的負担の軽減など、県民ニーズに即し、効果的できめ細かな施策の充実を図ります。

また、男女がともに意欲と能力を生かして働きながらも、安心して産み育てやすいよう、企業や働く人々の意識改革や男性育児休業の取得促進など、仕事と子育ての両立を実現できる職場環境づくりを促進し、“共育て”の先進県を目指します。

### 3 基本理念の実現のための数値目標

基本理念のもと、目指すべき社会の実現に向け、こども・若者、子育て当事者の主観的評価に基づく数値目標(指標)を設定して本計画に掲げた施策を推進していきます。

指標 (出典、調査機関等)		現状値 (R6年度)	目標値 (R11年度)	関係する基本方針	
1	大人や社会が自分の意見を聴いてくれていると思うこども・若者の割合 (県こども政策課調査)	41.9%	70.0%	1	こども・若者の権利を保障し最善の利益を実現
				2	こども・若者等の意見聴取と施策への反映を実現
2	自分の将来に対する夢や希望を持っていると答えたこども・若者の割合 (県教育委員会「学校対象調査」、県こども政策課調査)	72.3%	毎年度 90%	3	こども・若者及び子育て当事者へのライフステージに応じた切れ目ない支援を実現
				4	すべてのこども・若者が安心して成長・活躍できる社会を実現
3	子育てが社会から応援されていると思う県民の割合 (県こども政策課調査)	35.4%	70%	3	こども・若者及び子育て当事者へのライフステージに応じた切れ目ない支援を実現
				5	結婚や出産・子育ての選択ができ希望がかなえられる社会を実現

## 4 施策の体系

### 基本理念

すべての子ども・若者の“こえ”をまんなかに、  
誰もが自分らしく幸せに生きることができる社会の実現

- 基本方針1 子ども・若者の権利を保障し最善の利益を実現
- 基本方針2 子ども・若者等の意見聴取と施策への反映を実現
- 基本方針3 子ども・若者及び子育て当事者へのライフステージに応じた切れ目ない支援を実現
- 基本方針4 すべての子ども・若者が安心して成長・活躍できる社会を実現
- 基本方針5 結婚や出産・子育ての選択ができ希望がかなえられる社会を実現

### 第1 ライフステージを通じた施策

- 1 子ども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等
- 2 新たな社会を創造する人材を育むための多様な遊び・学び・体験や活躍できる機会づくり
- 3 子どもや若者への切れ目のない保健・医療の提供
- 4 こどもの貧困の解消に向けた対策
- 5 障害児支援・医療的ケア児等への支援
- 6 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援
- 7 子ども・若者の自殺対策、犯罪などから子ども・若者を守る取組

### 第2 ライフステージ別の施策

- |                    |   |
|--------------------|---|
| (1) 誕生前から<br>幼児期まで | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 妊娠前から妊娠中・出産、幼児期までの切れ目のない保健・医療の確保</li> <li>2 安全・安心な教育・保育による幼児期までのこどもの成長の保障と遊びの充実</li> </ol>   |
| (2) 学童期・思春期        | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 安心して過ごし学ぶことのできる質の高い学校教育の推進</li> <li>2 居場所づくり</li> <li>3 小児医療体制、心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実</li> <li>4 成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育</li> <li>5 いじめ防止と不登校の子どもへの支援</li> <li>6 こどもの主体性が発揮できる学校づくり</li> <li>7 高校生世代への学びの継続やキャリア形成の支援</li> </ol> |
| (3) 青年期            | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 高等教育の修学支援、高等教育の充実</li> <li>2 就労支援、雇用と経済的基盤の安定のための取組</li> <li>3 結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援</li> <li>4 悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実</li> </ol>   |

### 第3 子育て当事者への支援に関する施策

- 1 子育てや教育に関する経済的負担の軽減
- 2 地域における子育て支援、家庭教育支援
- 3 共働き・共育での推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画推進・拡大
- 4 ひとり親家庭への支援

## 第5章 子ども施策を推進するために必要な事項

### 第1 子ども・若者の社会参画・意見反映

- 1 社会参画や意見表明の機会の充実
- 2 多様な声を施策に反映させる工夫

### 第2 子ども施策の共通の基盤となる取組

- 1 支援体制の構築・強化
- 2 社会全体で、未来を担う子ども・若者と子育て家庭を応援するための意識改革・情報発信

### 第3 施策の推進体制等

### 第4 数値目標(指標)の設定と進捗管理

### 第5 市町との連携

### 幼児期の教育・保育と放課後児童クラブの需給計画

- 1 幼児期の教育・保育の推進
- 2 放課後児童対策の推進